

公 告

契約担当官
航空自衛隊第1航空団
会計隊長 伊藤 勝



1 競争入札に付する事項

(1) 件名等

件 名 (品 名)	規格	単位	予定数量	備考
プールの管理、監視及び清掃業務の 部外委託	仕様書のとおり			

(2) 履行場所 航空自衛隊浜松基地

(3) 履行期間 令和 7 年 6 月 1 日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日

2 競争に参加する者に必要な資格

- (1) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の交付を受けた者で「役務の提供等」D級以上に格付け『東海・北陸地域』の競争参加資格を有する者。
- (2) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に基づき、競争に参加できないとされた者でないこと。
- (3) ア 防衛装備庁長官から又は航空幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
イ 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
ウ 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛装備庁長官が認めた場合には、この限りではない。

3 契約条項を示す場所 静岡県浜松市中央区西山町無番地 航空自衛隊浜松基地 会計隊

4 競争執行の場所及び日時

- (1) 場 所 航空自衛隊浜松基地 会計隊 入札室
- (2) 入札日時 令和 7 年 5 月 19 日 (月) 10 時 00 分

5 入札方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金 予決令第77条第二号により免除
- (2) 契約保証金 予決令第100条の3第三号により免除

7 入札の無効

競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札

8 契約書等作成の要否 要 保有個人情報等の安全管理等に関する特約条項を適用する。

9 落札決定方式 総額決定(予定総額)

10 契約方法 単価契約

11 その他

- (1) 入札保証金の納付を免除した場合において、落札者が契約を結ばないときは、入札保証金相当額を徴収する。
- (2) 入札に先立ち、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写しを提出すること。(FAX可)
- (3) 本入札における郵便入札を可とする。配達記録を有する手段により、令和7年5月15日(木)必着。
- (4) 入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税額相当分を加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。なお、免税事業者については、消費税及び地方消費税相当分を上乗せする。
- (5) 本書記載事項の詳細については、会計隊契約班に照会のこと。
電話(053)472-1111 内線 3770, 7043 FAX(053)472-7735

担当: 下山

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役務仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	プールの管理、監視及び清掃業務の部外委託	浜基LPS-X600006-1	
		承認	令和6年 5月 9日
		作成	令和6年 5月 9日
		改正	令和7年 4月 30日
			令和 年 月 日
作成部隊等名	第1航空団司令部人事部		
1 総則 1.1 適用範囲 この仕様書は、航空自衛隊浜松基地におけるプールの管理、監視及び清掃業務について適用する。 1.2 用語の定義 この仕様書で用いる主な用語は、次による。 a) 検査官 契約担当官が、役務について全般の検査を行わせるため、補助者として任命した者をいう。 b) 監督官 契約担当官が、役務について日々の業務の監督を行わせるため、補助者として任命した者をいう。 c) 施設利用者 基地プールを利用する自衛隊員をいう。 1.3 関係法令等 基地プールの円滑な運営を行うため、次に掲げる法令等を遵守するとともに、関係法令の適用は、契約相手側の責任において行わなければならない。 a) 労働基準法（昭和22年法律第49号） b) 警備業法（昭和47年法律第117号） c) 浜松基地体育施設管理運営規則（浜松基地第5号令和5年11月20日） 2 役務に関する要求 2.1 履行場所 航空自衛隊浜松基地内プール（別図第1のとおり。） 2.2 委託期間等 a) 履行期間 調達要領指定書による。 b) 業務実施日 調達要領指定書による。なお、官側の都合及び天災地変等で予定を変更する場合は、監督官がその都度示す。 2.3 役務の内容 役務の内容は次による。 a) 基地プールにおける管理、監視及び清掃業務を実施する。 b) 契約相手方は、警備業の認定を受けているものとする。 2.3.1 管理監視業務			

- a) プール管理及びプール内の監視時間 監視員室（別図第2のとおり。）に管理人を設け、プール管理及びプール内の監視を実施する。管理監視時間（基準）については、調達要領指定書による。
 - b) 入館要領 第1航空団司令部人事部（以下「人事部」という。）から鍵を受領し、開錠するとともに屋内照明を点灯する。また、土、日及び祝日については基地当直室から鍵を受領する。
 - c) 退館要領 屋内照明を消灯し、入口等の施錠を確認するとともに基地当直室へ鍵を返納する。
 - d) 備品及び用具の管理 使用後の備品等の手入れ及び整理整頓を実施する。
 - e) 各種点検、記録及び保管 以下に示す各種点検実施後、各種簿冊へ記録するとともに保管し、業務終了後に基地当直室へ提出する。
 - 1) 機械室計器類点検 機械室計器類の各数値及び異常の有無を点検し、結果をプール機械室計器点検記録表（別紙様式第1のとおり。）に記録する。点検実施時間は、管理監視時間終了の1時間前（基準）とする。なお、異常ブザーの鳴動時や異常ランプ点灯等の場合は、速やかに第1航空団基地業務群施設設備機械班（以下「設備機械班」という。）に報告する。
 - 2) プール水温及び室温の点検等 水温及び室温を毎日1回点検し、結果をプール水温及び室温点検記録表（別紙様式第2のとおり。）に記録する。点検実施時間は、管理監視時間の開始直後（基準）とする。なお、プールの水温が22℃～35℃の範囲を超えた場合は、速やかに第1航空団基地業務群施設隊給汽班（南ボイラー）に報告する。
 - 3) 水質点検等 残留塩素の濃度を毎日2回点検し、結果を水質点検記録表（別紙様式第3のとおり。）に記録する。点検実施時間は、管理監視時間の開始直後及び終了の1時間前（基準）とする。なお、測定値が0.4mg/ℓ未満の場合は、速やかに設備機械班に報告する。
 - 4) 消毒剤（塩素剤）の補充 官側の準備する消毒剤（塩素剤）を、適宜必要量を補充する。
 - f) 不測事態対処 契約相手方は、次に示すほか、浜松基地体育施設管理運営規則に基づき不測事態への対処にあたるものとする。
 - 1) 不測事態発生時の通報 監視中に不測事態が発生した場合については、直ちに警報機を発報させる。
 - 2) 要救助者の救助 溺者等の要救助者を発見した場合は、リングブイ（救助用浮き輪）を用いて救助活動を実施し、課業時間内は人事部訓練班、課業時間外は基地当直へ通報する。
- ### 2.3.2 清掃業務
- a) 実施時間 調達要領指定書による。
 - b) 清掃業務実施基準 別表第3のとおり。
 - c) 清掃業務の記録等 契約相手方は、作業完了後に建物の清掃状況について清掃実施状況記録表（別紙様式第4のとおり。）を作成し、記録するものとする。
- ## 3 監督及び検査
- a) 監督 契約相手方は各業務終了後に記録した別紙様式第1～別紙様式第5について、業務実施後の翌日午前中までに（土、日及び祝日等の場合は、業務実施後直近の平日午前中）、監督官へ提出し書類の確認を受けるものとする。また、清掃等の不備を指摘された場合は、直ちに是正するものとする。
 - b) 検査 各業務において作成した各簿冊の提出及び各月の平日最終日において、契約相手方と検査官の現場立会のもとに行う。

4 資材及び経費

4.1 官側が準備する資材及び経費

- a) 本業務に必要な水及び電力
- b) 本業務に必要な資機材及び消耗品の保管場所提供（監督官より別示する。）
- c) トイレトペーパー
- d) 手洗い用石鹼液
- e) プールロボット及びロングモップ
- f) プール槽消毒剤（塩素剤）
- g) その他、官側が必要と認めた資材等

4.2 契約相手方が準備する資材及び経費

- a) 本業務に必要な資機材及び洗剤等の消耗品
- b) ごみ袋
- c) 作業時の服装（作業服、靴及び手袋等で一般常識の範囲のものとする。）

5 その他の指示

5.1 遵守事項

契約相手方は、次に示すほか、法令及び基地で定めた規則を遵守し行動しなければならない。

- a) 契約相手方は、労働基準法に基づき、本業務に従事する者の労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分間（但し8時間を超える場合は少なくとも1時間）の休憩時間を与えるものとし、休憩時に勤務を要する要員については、契約相手方が準備するものとする。
- b) 秘密保全及び情報の取扱い等
 - 1) 契約相手方は、基地及び基地の施設への立ち入りに関し、基地司令等の許可を受けるものとする。
 - 2) 契約相手方は、基地内の役務の現場において、必要以外の場所に立ち入りは行わないほか、細部は監督官の指示に従うものとする。
 - 3) 契約相手方は、基地内で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
 - 4) 契約相手方は、基地内における写真撮影について役務に必要な場合及び内容のみとし、監督官の許可を得るものとする。また、写真、フィルム及びデータについては、監督官へ提出後、完全に消去し、保持しないものとする。
- c) 契約相手方は、施設利用者が廃棄したごみについては、分別して所定の場所に廃棄するものとし、本業務により発生したごみ及び食事等の理由により自らが発生させたごみについては持ち帰るものとする。

5.2 賠償

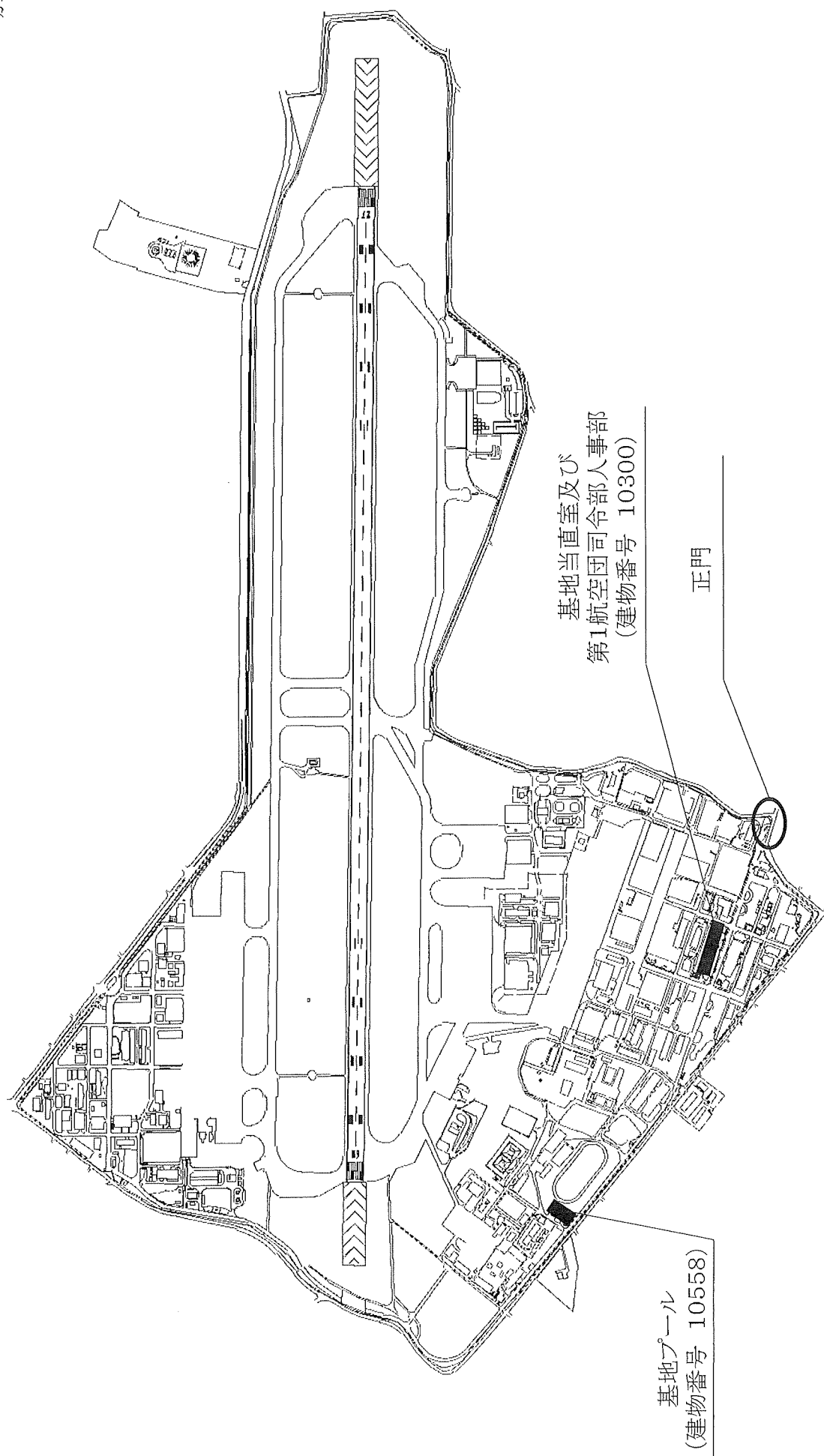
契約相手方の故意又は過失により、第三者、施設、工作物及びその他備品等に損害を与えた場合は、契約相手方の責任において、その損害を賠償するものとする。

5.3 その他

本仕様書に規定のない事項または本仕様書の内容に疑義が生じた場合、官側と契約相手方が協議して決定する。

清掃業務実施基準

区分	実施日（基準）	清掃場所	作業内容
清掃業務A	毎週火、水、金曜日	玄関ホール及び廊下	1 床面の箒掃き又は水拭き及びごみ処理 2 フロアマットの除塵 3 窓ガラス拭き及び備付備品の除塵
		便所	1 床面の箒掃き 2 便器、洗面台の水拭き及び洗剤による汚れの除去 3 トイレットペーパー及び石鹼液の補充
		更衣室	1 フロアマットの除塵 2 鏡、ドア及びロッカーの水拭き 3 石鹼液の補充 4 ごみ処理
		シャワー室	1 床面の箒掃き 2 ドア及び腰板の水拭き
清掃業務B	毎週月、木曜日	監視員室	1 床面の箒掃き 2 備付備品の除塵 3 流し台の洗剤による汚れの除去
		プール水槽内	1 プールロボット投入による水槽内清掃 2 ロングモップ等による水槽内の清掃
		プールサイド	1 床面の箒掃き（汚れがひどい場合は都度デッキブラシ等により除去する。） 2 洗面台の水拭き又は洗剤による汚れの除去



機械室計器点検記録表

令和 年 月

日								
曜日		月	火	水	木	金	土	日
点検時間								
各ポンプ 電源盤	温水ポンプ室の異常	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	給油 1 次ポンプの異常	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	給油 2 次ポンプの異常	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
空調制御盤	排煙濃度異常	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ろ過器	ポンプ圧力 (MPa)	MPa	MPa	MPa	MPa	MPa	MPa	MPa
プールろ過 装置制御盤	ポンプ電力 (A)	A	A	A	A	A	A	A
	異常の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
自動塩素管 理システム	塩素の補充	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	薬剤の在庫量	箱	箱	箱	箱	箱	箱	箱
	異常の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
貯湯タンク	タンク圧力 (MPa)	MPa	MPa	MPa	MPa	MPa	MPa	MPa
	タンク圧力温度 (°C)	°C	°C	°C	°C	°C	°C	°C
	電気防食電流の異常	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	電気防食電圧の異常	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
ボイラー	燃料配管漏れの有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	異常の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
屋内消火栓	異常ランプ	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
屋外	排煙の異常	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	重油タンク漏れの有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
委託管理人の確認								
監督官の確認								

注 1 : プール機械室計器の点検は、管理監視終了時間の 1 時間前を基準とする。

注 2 : 異常ブザーの鳴動や異常ランプの点灯等があった場合は、速やかに設備機械班（内線：3 6 4 4）に報告する。

分類番号：

保存期間：

保存期間満了時期：

作成年度：

枚 数：

開示判断：

プール水温及び室温点検記録表

令和 年 月

日	曜	測定時間	水 温	室 温	委託管理人 の確認	監督官の確認
1			℃	℃		
2			℃	℃		
3			℃	℃		
4			℃	℃		
5			℃	℃		
6			℃	℃		
7			℃	℃		
8			℃	℃		
9			℃	℃		
10			℃	℃		
11			℃	℃		
12			℃	℃		
13			℃	℃		
14			℃	℃		
15			℃	℃		
16			℃	℃		
17			℃	℃		
18			℃	℃		
19			℃	℃		
20			℃	℃		
21			℃	℃		
22			℃	℃		
23			℃	℃		
24			℃	℃		
25			℃	℃		
26			℃	℃		
27			℃	℃		
28			℃	℃		
29			℃	℃		
30			℃	℃		
31			℃	℃		

注1：プール水温及び室温の計測は、管理監視時間の開始直後を基準とする。

注2：水温が22℃～35℃の範囲を超えた場合は、速やかに南ボイラー（内線：3651）に報告する。

分類番号：

作成年度：

保存期間：

枚 数：

保存期間満了時期：

開示判断：

水質点検記録表

令和 年 月

日	曜	天候	1回目		2回目		委託管理人の 確認	監督官の 確認
			測定時間	遊郭残留 塩素濃度 (mg/ℓ)	測定時間	遊郭残留 塩素濃度 (mg/ℓ)		
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
10								
11								
12								
13								
14								
15								
16								
17								
18								
19								
20								
21								
22								
23								
24								
25								
26								
27								
28								
29								
30								
31								

注1：測定時間は、管理監視時間の開始直後及び終了の1時間前を基準とする。

注2：測定値が0.4 mg/ℓ未満の場合は、速やかに設備機械班（内線3644）に報告する。

分類番号：
保存期間：
保存期間満了時期：

作成年度：
枚 数：
開示判断：

清掃実施状況記録表

令和 年 月

日							
曜			月	火	水	木	金
実施項目							
清掃業務 A （火、水、金）	玄関ホール及び廊下	床面の箒掃き又は水拭き及びごみ処理					
		フロアマットの除塵					
		窓ガラス拭き及び備付備品の除塵					
	便所	床面の箒掃き					
		便器、洗面台の水拭き及び洗剤による汚れの除去					
		トイレットペーパー及び石鹼液の補充					
	更衣室	フロアマットの除塵					
		鏡、ドア及びロッカーの水拭き					
		石鹼液の補充					
		ごみ処理					
	シャワー室	床面の箒掃き					
		ドア及び腰板の水拭き					
清掃業務 B （月、木）	監視員室	床面の箒掃き					
		備付備品の除塵					
		流し台の洗剤による汚れの除去					
	プール水槽内	プールロボット投入による水槽内清掃					
		ロングモップ等による水槽内の清掃					
	プールサイド	床面の箒掃き（汚れがひどい場合は都度デッキブラシ等により除去する。）					
		洗面台の水拭き又は洗剤による汚れの除去					
委託管理人の確認							
監督官の確認							

注1：清掃実施時間は、平日の2000～2100を基準とする。

注2：清掃業務Aは毎週火、水、金曜日とし、清掃業務Bは毎週月、木曜日を基準とする。

分類番号：

保存期間：

保存期間満了時期：

作成年度：

枚数：

開示判断：

業 務 日 誌

監 督 官

委託管理人

年月日	令和 年 月 日			
報 告 内 容				
監視及び救助活動				
使用に関する調整				
使用者に対する指導				
使用前後の点検				
備品、用具の管理				
施錠及び鍵の管理				
簿冊等の整理保管				
本日の利用者数	男 性	名	女 性	名
その他連絡事項				

分類番号：
保存期間：
保存期間満了時期：

作成年度：
枚 数：
開示判断：

調達要領指定書	調達要求番号	15
	調達要求年月日	令和7年4月30日
	作成部隊	第1航空団司令部人事部
	作成年月日	令和7年4月30日
品名	プールの管理、監視及び清掃業務の部外委託	
仕様書番号	浜基LPS-X600006-1	
1 履行期間(基準) 令和7年6月1日～令和8年3月31日 2 業務委託予定日 別表第1及び第2のとおり 3 管理監視時間(基準) (1) 平日1130～2000(6月～9月) (2) 平日1700～2000(10月～3月) (3) 土、日及び祝日1300～1700 4 清掃業務実施時間(基準) 業務実施日の2000～2100とする。		

別表第1

管理及び監視業務委託予定日

	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週			日数	管理監視 業務(h)	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30				
6月	日 ◎	月 ●	火 ●	水 ●	木 ●	金 ●	土 ◎	日 ◎	月 ●	火 ●	水 ●	木 ●	金 ◎	土 ◎	日 ◎	月 ●	火 ●	水 ●	木 ●	金 ●	土 ◎	日 ◎	月 ●	火 ●	水 ●	木 ●	金 ◎	土 ◎	日 ◎	29 日	30 月	／	21 ● 0 ◎ 9	214.5
7月	1 火 ●	2 水 ●	3 木 ●	4 金 ●	5 土 ◎	6 日 ◎	7 月 ●	8 火 ●	9 水 ●	10 木 ●	11 金 ◎	12 土 ◎	13 日 ◎	14 月 ●	15 火 ●	16 水 ●	17 木 ●	18 金 ◎	19 土 ◎	20 日 ◎	21 月 ●	22 火 ●	23 水 ●	24 木 ●	25 金 ◎	26 土 ◎	27 日 ◎	28 月 ●	29 火 ●	30 水 ●	31 木 ●	22 ● 0 ◎ 9	223	
8月	1 金 ●	2 土 ◎	3 日 ◎	4 月 ●	5 火 ●	6 水 ●	7 木 ●	8 金 ◎	9 土 ◎	10 日 ◎	11 月 ●	12 火 ●	13 水 ●	14 木 ●	15 金 ◎	16 土 ◎	17 日 ◎	18 月 ●	19 火 ●	20 水 ●	21 木 ●	22 金 ◎	23 土 ◎	24 日 ◎	25 月 ●	26 火 ●	27 水 ●	28 木 ●	29 金 ◎	30 土 ◎	31 日 ◎	20 ● 0 ◎ 11	214	
9月	1 月 ●	2 火 ●	3 水 ●	4 木 ●	5 金 ◎	6 土 ◎	7 日 ◎	8 月 ●	9 火 ●	10 水 ●	11 木 ●	12 金 ◎	13 土 ◎	14 日 ◎	15 月 ●	16 火 ●	17 水 ●	18 木 ●	19 金 ◎	20 土 ◎	21 日 ◎	22 月 ●	23 火 ●	24 水 ●	25 木 ●	26 金 ◎	27 土 ◎	28 日 ◎	29 月 ●	30 火 ●	／	20 ● 0 ◎ 10	210	
10月	1 水 ●	2 木 ●	3 金 ◎	4 土 ◎	5 日 ◎	6 月 ●	7 火 ●	8 水 ●	9 木 ●	10 金 ◎	11 土 ◎	12 日 ◎	13 月 ●	14 火 ●	15 水 ●	16 木 ●	17 金 ◎	18 土 ◎	19 日 ◎	20 月 ●	21 火 ●	22 水 ●	23 木 ●	24 金 ◎	25 土 ◎	26 日 ◎	27 月 ●	28 火 ●	29 水 ●	30 木 ●	31 金 ◎	0 ● 0 ◎ 11	104	
11月	1 土 ◎	2 日 ◎	3 月 ●	4 火 ●	5 水 ●	6 木 ●	7 金 ◎	8 土 ◎	9 日 ◎	10 月 ●	11 火 ●	12 水 ●	13 木 ●	14 金 ◎	15 土 ◎	16 日 ◎	17 月 ●	18 火 ●	19 水 ●	20 木 ●	21 金 ◎	22 土 ◎	23 日 ◎	24 月 ●	25 火 ●	26 水 ●	27 木 ●	28 金 ◎	29 土 ◎	30 日 ◎	／	0 ● 0 ◎ 10	100	
12月	1 月 ●	2 火 ●	3 水 ●	4 木 ●	5 金 ◎	6 土 ◎	7 日 ◎	8 月 ●	9 火 ●	10 水 ●	11 木 ●	12 金 ◎	13 土 ◎	14 日 ◎	15 月 ●	16 火 ●	17 水 ●	18 木 ●	19 金 ◎	20 土 ◎	21 日 ◎	22 月 ●	23 火 ●	24 水 ●	25 木 ●	26 金 ◎	27 土 ◎	28 日 ◎	29 月 ●	30 火 ●	31 水 ●	0 ● 0 ◎ 8	92	
1月	1 木 ●	2 金 ◎	3 土 ◎	4 日 ◎	5 月 ●	6 火 ●	7 水 ●	8 木 ●	9 金 ◎	10 土 ◎	11 日 ◎	12 月 ●	13 火 ●	14 水 ●	15 木 ●	16 金 ◎	17 土 ◎	18 日 ◎	19 月 ●	20 火 ●	21 水 ●	22 木 ●	23 金 ◎	24 土 ◎	25 日 ◎	26 月 ●	27 火 ●	28 水 ●	29 木 ●	30 金 ◎	31 土 ◎	0 ● 0 ◎ 19	93	
2月	1 日 ◎	2 月 ●	3 火 ●	4 水 ●	5 木 ●	6 金 ◎	7 土 ◎	8 日 ◎	9 月 ●	10 火 ●	11 水 ●	12 木 ●	13 金 ◎	14 土 ◎	15 日 ◎	16 月 ●	17 火 ●	18 水 ●	19 木 ●	20 金 ◎	21 土 ◎	22 日 ◎	23 月 ●	24 火 ●	25 水 ●	26 木 ●	27 金 ◎	28 土 ◎	29 日 ◎	／	0 ● 0 ◎ 18 ◎ 10	94		
3月	1 日 ◎	2 月 ●	3 火 ●	4 水 ●	5 木 ●	6 金 ◎	7 土 ◎	8 日 ◎	9 月 ●	10 火 ●	11 水 ●	12 木 ●	13 金 ◎	14 土 ◎	15 日 ◎	16 月 ●	17 火 ●	18 水 ●	19 木 ●	20 金 ◎	21 土 ◎	22 日 ◎	23 月 ●	24 火 ●	25 水 ●	26 木 ●	27 金 ◎	28 土 ◎	29 日 ◎	30 月 ●	31 火 ●	0 ● 0 ◎ 21 ◎ 10	103	
備考																																合計	83 ● 118 ◎ 97 ◎	1447.5

●:平日の11:30～20:00(6月～9月の間)
○:平日の17:00～20:00(10月～3月の間)

●: 平日の11:30～20:00 (6月～9月の間)
○: 平日の17:00～20:00 (10月～3月の間)
◎: 土日及び祝日の13:00～17:00
×: 実施なし

別表第2

日常清掃業務委託予定日

	第1週							第2週							第3週							第4週							第5週			日常清掃業務	
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	A	B	
6月	1日 ×	2月 ○	3火 ●	4水 ●	5木 ○	6金 ●	7土 ×	8日 ×	9月 ○	10火 ●	11水 ●	12木 ○	13金 ●	14土 ×	15日 ×	16月 ○	17火 ●	18水 ●	19木 ○	20金 ●	21土 ×	22日 ×	23月 ○	24火 ●	25水 ●	26木 ○	27金 ●	28土 ×	29日 ×	30月 ○	12	9	
7月	1火 ●	2水 ●	3木 ○	4金 ●	5土 ×	6日 ×	7月 ○	8火 ●	9水 ●	10木 ○	11金 ●	12土 ×	13日 ×	14月 ○	15火 ●	16水 ●	17木 ○	18金 ●	19土 ×	20日 ×	21月 ○	22火 ●	23水 ●	24木 ○	25金 ●	26土 ×	27日 ×	28月 ○	29火 ●	30水 ●	31木 ○	14	8
8月	1金 ●	2土 ×	3日 ×	4月 ○	5火 ●	6水 ●	7木 ○	8金 ●	9土 ×	10日 ×	11月 ○	12火 ●	13水 ●	14木 ○	15金 ●	16土 ×	17日 ×	18月 ○	19火 ●	20水 ●	21木 ○	22金 ●	23土 ×	24日 ×	25月 ○	26火 ●	27水 ●	28木 ○	29金 ●	30土 ×	31日 ×	13	7
9月	1月 ○	2火 ●	3水 ●	4木 ○	5金 ●	6土 ×	7日 ×	8月 ○	9火 ●	10水 ●	11木 ○	12金 ●	13土 ×	14日 ×	15月 ○	16火 ●	17水 ●	18木 ○	19金 ●	20土 ×	21日 ×	22月 ○	23火 ●	24水 ●	25木 ○	26金 ●	27土 ×	28日 ×	29月 ○	30火 ●	12	8	
10月	1水 ●	2木 ○	3金 ●	4土 ×	5日 ×	6月 ○	7火 ●	8水 ●	9木 ○	10金 ●	11土 ×	12日 ×	13月 ○	14火 ●	15水 ●	16木 ○	17金 ●	18土 ×	19日 ×	20月 ○	21火 ●	22水 ●	23木 ○	24金 ●	25土 ×	26日 ×	27月 ○	28火 ●	29水 ●	30木 ○	31金 ●	12	8
11月	1土 ×	2日 ×	3月 ○	4火 ●	5水 ●	6木 ○	7金 ●	8土 ×	9日 ×	10月 ○	11火 ●	12水 ●	13木 ○	14金 ●	15土 ×	16日 ×	17月 ○	18火 ●	19水 ●	20木 ○	21金 ●	22土 ×	23日 ×	24月 ○	25火 ●	26水 ●	27木 ○	28金 ●	29土 ×	30日 ×	12	8	
12月	1月 ○	2火 ●	3水 ●	4木 ○	5金 ●	6土 ×	7日 ×	8月 ○	9火 ●	10水 ●	11木 ○	12金 ●	13土 ×	14日 ×	15月 ○	16火 ●	17水 ●	18木 ○	19金 ●	20土 ×	21日 ×	22月 ○	23火 ●	24水 ●	25木 ○	26金 ●	27土 ×	28日 ×	29月 ○	30火 ●	31水 ●	12	8
1月	1木 ○	2金 ●	3土 ×	4日 ×	5月 ○	6火 ●	7水 ●	8木 ○	9金 ●	10土 ×	11日 ×	12月 ○	13火 ●	14水 ●	15木 ○	16金 ●	17土 ×	18日 ×	19月 ○	20火 ●	21水 ●	22木 ○	23金 ●	24土 ×	25日 ×	26月 ○	27火 ●	28水 ●	29木 ○	30金 ●	31土 ×	12	7
2月	1日 ×	2月 ○	3火 ●	4水 ●	5木 ○	6金 ●	7土 ×	8日 ×	9月 ○	10火 ●	11水 ●	12木 ○	13金 ●	14土 ×	15日 ×	16月 ○	17火 ●	18水 ●	19木 ○	20金 ●	21土 ×	22日 ×	23月 ○	24火 ●	25水 ●	26木 ○	27金 ●	28土 ×				11	7
3月	1日 ×	2月 ○	3火 ●	4水 ●	5木 ○	6金 ●	7土 ×	8日 ×	9月 ○	10火 ●	11水 ●	12木 ○	13金 ●	14土 ×	15日 ×	16月 ○	17火 ●	18水 ●	19木 ○	20金 ●	21土 ×	22日 ×	23月 ○	24火 ●	25水 ●	26木 ○	27金 ●	28土 ×	29日 ×	30月 ○	31火 ●	12	9
備考																															合計	122	79

●: 日常清掃業務A

○: 日常清掃業務B

×: 実施なし

日常清掃業務A

122

日常清掃業務B

79